

総 論——「比較法研究の新段階——法の継受と移植の理論」に寄せて

戒 能 通 厚

- I はじめに
- II 法の継受と移植の理論
- III 本書の構成

I はじめに

1900年7月31日から8月4日、「比較法の科学」を求めてパリで開かれた比較法会議100周年を記念し、我が国でも2000年6月に名古屋大学において、比較法学会が、「西暦2000年における比較法の回顧と展望」という国際シンポジウムを企画し、フランスからカミーユ・ジョセフ＝スピノジ、ドイツからウルリッヒ・エヴァリング、アメリカからジェラルド・ニューマンの各教授を招き、また本学でも長く比較法学を講じられた大木雅夫元理事長がこれに加わって、多くの重要な問題が提起された。それは奇しくも、我が国の比較法学会が創立50周年を迎えた記念すべき年でもあった。この記念すべき学会で、『法整備支援』と比較法学の課題』という第2シンポジウムが行われたのも「画期的」なことであった。その企画責任者は私であったが、本書のもとになった早稲田大学比較法研究所のプロジェクト「比較法研究の新段階——法の継受と移植の理論」は、私自身としてはその延長にあるものであった⁽¹⁾。

本書は、2001年5月の鮎京教授による講演から始まって、翌2002年5月の今泉慎也氏の講演でその第一期を終えた連続講演会での講演と、本書のため

に執筆をお願いした書きおろし原稿からなる。この連続講演会の企画を当時の本研究所の野村稔所長、尾崎幹事や須網企画委員会委員長と相談させていただいた背景には、この比較法学会の延長にある私なりの問題意識があった。幸いこれは、比較法研究所の全体企画として承認され、現在は、木棚所長の下で、この企画の第二期への取組が行われている⁽²⁾。

この企画の問題意識は、私の主観的な整理に過ぎないが、以下のようなものである。その第一は、それが比較法学の課題と意識されているか否かにかかわらず、「法整備支援」という事業に我が国の多くの有力な法学者・実務家が関わっておられ、しかもそれが我が国の国家的なプロジェクトとして推進されている側面があることについて、これを比較法学の課題と無関係なものとして考えることはできないという直感である。そして早稲田大学では、民事法の分野を中心としてベトナム、カンボジア等での法整備支援に従事しておられる方々が多くおられ、その経験を一定の理論的な研究対象にすることが可能であるという基盤がある。私の個人的な事情を申し上げるのは恐縮であるが、ほぼ30年前に私が東京大学社会科学研究所に在籍していた当時、早稲田大学の比較法研究所の共同研究は問題提起的であったと記憶している。ことに、客員教授として故福島正夫先生がご健在で、「法の継受と近代化」をめぐる共同研究が学内外の研究者を集めて活発であり、本研究所は比較法研究のメッカ的な存在であった。現在では、比較法研究の在り方が変化しこのような共通課題の探求は容易でないであろうが、本研究所のように比較法研究とは何かを日常的に追求することができる組織は貴重であり、その機能を発揮するためには、研究所が比較法学の基本的なテーマに関わる何らかの課題を掲げて問題を提起し続ける必要があると考えた。法整備支援という事業は、したがって比較法学の課題となりうる一定の法学的な運動または現象であるということが前提である。

それでは第二に、法整備支援事業そのものではなく、この事業を一定の現象と捉えることの理論的な意味は何かである。本書では、鮎京教授がこのことについて言及しておられるが、我が国に展開している法整備支援事業は、実は、世界的な現象であり、そこには一定の法則的な関係が認められると言

うことである。いわゆるグローバリゼーションという現象が、ここでの検討課題となる。この問題の理論的系譜は、本書で特に山田論文や中村論文で触れているように、アメリカにおける「法と開発（発展）」運動にその原型があるが、それでは我が国の戦前における植民地支配と並行的に展開した慣習法の調査などの当時の法社会学的な研究が、現在の法整備支援事業と連続する関係にあるかなどの課題は、すぐれて現代的な含意をもつとともに、歴史的かつ国際的コンテクストにおいて検討される必要があるというのが、私の考えである。本書では、石田教授がこの問題に迫っている。

それでは、第三に、その方法はいかにあるべきかである。この点で先に言及した福島正夫先生が、我が国の「近代化」の過程での法の継受の問題について、いわゆる「根づき論」として知られる方法的な枠組みを提示していることがあらためて注目されるべきであろう⁽³⁾。鮎京論文がその点に触れている。

以上のように、本書は、法整備事業に焦点を当てているが、実は比較法学の理論と法社会学の理論を駆使して現代における法のグローバル化と法におけるローカルティといった相反するように見える現象に迫る共同研究の成果を示すことになった。終章を飾る宮坂論文がこうした問題提起を行っているのは、意義深いことと思うのである。

II 法の継受と移植の理論

1980年代末以降のソ連および東欧諸国における社会主義体制の崩壊は、冷戦構造の崩壊とアメリカによる一極集中型の市場経済化の直接の動因となるものであったが、比較法学的な観点からするならば、いわゆる「アジア法整備支援」と異なった問題群がそこには存在することが注意されるべきである。なぜなら、ソ連邦の下にあった旧社会主義諸国は、第2次世界大戦後までは例えばポーランド、ハンガリーの諸国のようにローマ・ゲルマン法系に属し、整備された法体系を有したのであり、そこにおける市場経済化とは、法のレベルではソ連支配以前におけるローマ・ゲルマン法系への回帰である

ように思える。本書では、この課題にまとまった章立てをすることができなかったが、Gergely 論文がハンガリーの EU 加盟問題に寄せてこの問題にも言及している。同論文は、ヨーロッパとハンガリー関係史を実に11世紀に遡るとしているが、このハンガリーを扱った論文からアジアに目を転じるなら、そこに近時の比較法学であらためて問題となりつつある、「アジア的価値」なるものをめぐるそれがある。リー・クアンユー、マハティールなどのアジアの指導的政治家と我が国の思想界の一つの潮流の論議は、我が国の法学の現代的な対抗基軸と関連するところがあるが、総じて西欧的なリベラルデモクラシーとこのアジア的価値論の対抗が、法学のレベルで学問的に論じられべきとすれば、比較法学がその一つの場合であって当然である。

「法整備支援」が、何故に我が国を一つの極としつつ、アメリカおよびヨーロッパ・北欧を他方の極として展開しているか、さらにヨーロッパ統合とWTO体制の展開との間の一定のフリクションなどの問題群が、グローバリゼーションあるいは市場経済化といったすぐれて抽象的かつイデオロギー的なタームによって、それぞれ異なった歴史的な背景をもった吟味されるべきすぐれて理論的な課題であるにもかかわらず、曖昧化されているように思える。また、比較法学の基本問題とされてきたことがらとはおよそ無関係に、すぐれて政治的なコンテクストでこれらの一連の問題群が扱われてきたように見える。本書はしたがって、「アジア法整備支援」に主要な力点を置いた上で、まずはこの現象の具体的な内容とそれに含まれる理論的な問題の所在を明らかにすることに重点を置くものとなっている。目下、本研究所の全体企画として、本書が扱った課題の延長で、「日本法の国際的文脈—その歴史と展望」という連続講演会を展開し、我が国の法のアイデンティティを問うことを通じて比較法学の方法をあらためて問うているのは、その意味からでもある。そして本書では、法整備支援事業を実際に行っておられる武藤弁護士、内田勝一教授にヴェトナムについて、アジア経済研究所の研究リーダーである今泉・作本の両氏にそれぞれタイとインドネシアについて論じて頂いた。また「法と発展」運動についての理論的な分析を行っておられる山田弁護士の論文は、彼の主としてヴェトナム、カンボジアにおけるボランテ

イアベースの法整備支援の経験に根ざすものであることも指摘しておきたい。

先の1900年比較法パリ会議がBGB（ドイツ民法典）の年でもあったように、そこでの比較法はフランス法とドイツ法の比較が主題とされたが、西暦2000年の比較法学の世界では、かつて想像もされなかったようなコモン・ローとヨーロッパ大陸法の統合の可能性が論じられている。パリ会議の100周年を記念した数々の催しのうち、2000年7月26日から30日にケンブリッジ大学のダウニングカレッジで開催されたケンブリッジ会議をもとにした書物が刊行されたが、この浩瀚な書物は、1900年当時と異なって現代では比較法学的方法的な統合は不能であるという共通認識を出発とし、それではいかにして比較法学または比較法的研究の役割を提示するののかという課題を論じている⁽⁴⁾。同書から、巻頭のMunday論文を紹介しておこう。

この会議のconference bannerに現れたtraditionsとtransitionsとは、伝統と転移の一連の処理プロセスすなわちtransactionとしてこの書物で説明されている、法の移植から伝統法の転移までを説明する概念である。そして、そのために用意された分析枠組が、比較法学の方法のレベルでの「普遍主義者の遺産」universalist heritage「植民地主義者の遺産」colonialist heritage「国家（民族）主義者の遺産」nationalist heritage「機能主義者の遺産」functionalist heritageとされていることに注目したい。1900年段階で有力であった普遍主義の系譜が現代の法の統一における起動力となっているとは言えないにせよ、歴史を鳥瞰した法原理に一定の普遍性への収斂の傾向が認められる。「植民地主義」の遺産については、植民地的な収奪の媒介となった西欧法は西欧法の普遍性を喪失したものに転移するとともに、市民的自由の劣位の状態を言説編制を通じて静態的なものとし、それ故にまた人権という広範な権利創設が妨げられてきたという。これは、ポストコロニアルの状況でのその遺産の潜在的な機能について、ミッシェル・フーコーに依拠した分析を加えた観察である。

「国家主義」におけるキー概念は言うまでもなく国民国家であるが、この遺産が及ぼした影響は大きい。けれども今日、いわゆるグローバリゼーション

やリージョナリズムと言われる現象は何か。国家主義の退潮は、国民国家と各国法と国際法の3軸の関係が融解しつつあることを物語り、また、そこでは実は、ローカライズの傾向とパティキュラリズムの生成がグローバリゼーションと同時に進行している。このように国家主義の遺産の、比較法における現代的な意味合いは、国民国家を前提とした法の統一という1900年当時の比較法学とは異なって、比較法学における法の比較の単位が融解していることを示す。言い換えれば、法から距離や地域という観念が消し去られ、法自体のダイレクトの比較ということさえ必要とされるに至っている。

「機能主義」がかくて、比較法学の依然有効な方法とされて行くであろう。そのプラグマティックな構想は、法をその言語的さらに文化的なコンテクストから切り離し、文字通り機能的な比較を重視するからである。法は距離、地域からも切り離され、機能的な共通性に着目される時、比較の対象は無限に拡大する⁽⁵⁾。「類似の推定」*praesumptio similitudinis* というツバイゲルトとケッツの機能主義的比較法学における方法的な操作が、しかしながら、今日、「法の移植」における有効な方法として多用されている。法の移植とは、このような観察から見れば法と当該社会との切り離しを含む法の伝播の表現にすぎないが、「法の継受」とは先の福島理論に見られるように、社会の諸階層の意識過程も含む法の定着過程であって、移植された法自体のみの観察ではその内容は表現され得ないものである。そこで機能主義においても、その方法的な有効性が担保されるためには、当該社会と法の間を「解釈」する営為を伴わざるを得ない。したがって、「法の継受と移植」の理論とは、結局のところ、社会のすぐれて歴史的な観察によって、法の定着の条件や、そのプロセス自体をも観察するための理論と言うことになるのであって、これこそ、我が国の法がほとんど「継受法」であるが故に、いわば宿命づけられてきたとも言える、その法の特性和不可分の関係にある方法とも言えると思うのである。

III 本書の構成

ケンブリッジ・カンファランスの以上のような紹介で、本書の企画の意図が尽くされるわけではもちろんないが、本書に収められた諸論文は、およそ以下のような問題群を扱っており、今日、比較法学が論議されている国際的な文脈としてあげたこの一例と、偶然にも合致するところがあると、企画者の一人として考えている。

第一は「法整備」支援事業の意味内容についてである。鮎京論文、武藤論文、内田論文が、ヴェトナムを中心とした我が国の「アジア法整備支援」事業の歴史的な展開を含めて、異なる視角からではあるが論じている。その多彩な論点を捨象して一言で言えば、市場経済化のための民商法を中心とした政府開発援助の一環としての我が国のそれが、当該社会のどのような利益に関わっているかという問題であるが、ここでは「市場」概念そのものが問題化してくる。山田論文で指摘されている「法と開発」運動における「法と経済学」の理論が市場を取引価格の次元で考えるとすれば、我が国の民商法整備支援では、市場の公正という観点からの「市場」論が前提とされているように思われる。我が国の法整備支援が法の社会的定着過程を含めて展開する志向性を持っていることは、我が国の法が「継受法」であることと表裏の関係にあるであろう。我が国にそれが定着したプロセスを解明するための理論は、戦前の「華北農村慣行」についての末弘調査団の調査理論に現れ、応用されていたことを、石田論文が明らかにする。けれども石田教授は、「支配や統治」という目的から行われる調査は、いかに卓越した末弘のような理論家に導かれたものであっても、そこから自由なものとして成功することはなかったとし、したがって「国策から自由な」法整備支援事業の確立を目指すべきであると指摘している。それでは問題は、「国策」とは何かである。グローバリゼーションによる「国策」の追求というパラドキシカルな状況から、そのことはますます不透明化しつつある。反対に、末弘が社会の中の法を重視し、国家法の万能にクリティカルであった点の評価を、現代の「法整

備支援」事業にどう含み込めるのかの検討が必要であろう。

したがって第二は、法整備支援の方法論ということになろう。本書の論文はすべてこの課題に言及しているが、ここでは先の「アジア的価値」と関わって西欧的な法と対比されるその多元的な構造に目を向けた作本論文に言及しておきたい。かつて慣習から入って制定法または近代法とそれとの葛藤に問題意識を寄せたのとは反対に、現在の法整備支援事業においては、導入すべき「近代法」との関係で、当該社会の慣習的な規範に注目するというように制定法から慣習へという逆の特色ある展開が見られる。例えばヴェトナムの「郷約」やウズベキスタンのマハリヤーへの注目があつまっているのは、我が国の法社会学の流れからすれば不思議でないのであるが、慣行ないしは「慣習」を国家法との関係でいかに位置づけるかという問題は実はそれほど容易ではない。作本論文は、インドネシアの法の多元的な状況をファン・フォーレン・フォーフェンとその時代に生起した「アダット」論争にまで遡って検討して、国際化・民主化・分権化の観点からの1999年憲法体制の確立の方向を模索する上で、アダットの再定位の必要性を説いている。作本論文はまた、タイの司法改革を論じた今泉論文とともに、植民地時代の統治またはその時代の西欧法の継受の影響を考える上でも重要である。

タイの司法改革を論じている今泉論文が、民主化とともに経済発展条件の整備という面もから司法改革を見ていることは、わが国の昨今の司法改革の二つの側面と共通する点を指摘しているものとしても重視したい。

アジアの民主化の基軸開発法的国家法に対して「生活」規範から発する法の多元的なというより重層的な構造をどう解明し方向性を示唆するかまで「法整備支援」の内容に含まれるとしたら、それは当然に当該の国の、とりわけその支配層への干渉を含むこととなろう。しかし、それが、学術的な論議や論争の結果を通じてであれば、自ずから意味は異なってくる。この区分はおそらく容易ではなく、多くの場合「政府間」関係で展開している法整備支援事業にそのような余地があるのかとの反論が予期されなくはないが、私が「法整備支援」を学問的な課題と捉える必要性を提起するのもこのことと関わっている。要するに、法整備支援とは我が国の法と社会の関係について

の省察を同時的に含む事業であって、一方的な法の移転・移植を行うことと同じではないのである。本書では、以上のことに関連してかつて「法と開発」運動で問題を提起したアメリカにおける「法整備支援」の現時点の動向について、中村論文が留学の成果も踏まえて貴重な情報を提供していること、山田論文が、きわめて理論的に「法整備支援」の方法的な問題を法と経済学の理論的クリティークを中心に展開していることが特筆されていいであろう。

第三には、以上の点とも関わって、共同性または共同主義的な観点からの問題の考察についてである。とりわけ最近では安田信之教授によって、「アジア的価値」または「共同主義」が西欧との対比であらためて強調され、論争誘発的な討議が行われている⁽⁶⁾。このような明確な問題提起が行われたのは、本書の諸論文のほとんどが書かれた後のことであるので、鮎京論文が先取りの問題を示唆してはいるが、本書の諸論文が直接に論じているわけではない。

安田教授が主として論じている「アジア」とは、主要にはいわゆる「体制移行国」ではなく、インド、東南アジアのタイやインドネシアなどを指す。それにもかかわらず、専制的な王権とその対極にある共同体という原国家段階の対抗基軸が、植民地時代の疑似近代国家の段階を経て、現代では、開発国家による統合の力の対極に、それによって変容することを迫られつつも、かろうじて維持されている共同体の共同主義の存在があり、この対抗軸から西欧法と異なる法としてアジア法を見ていこうという主張であり、またこのような認識から彼は、「アジア的価値」を再定位しようとしているのだと考えられる。先の法整備支援との関連で、共同体的な社会構造や、その規範的な表現である慣習法的なものの存在があらためて注目されているのは、この安田理論との関係でどのように評価されるべきであるのか。いずれにせよ私自身は、「共同主義」の内容やその機能が重要なのであって、それが対抗する国家法の具体的な内容との関係が論じられる必要があると考えている。その場合、中心はやはり「市場」の理解であろう。すなわち、市場と共同体の関係が解明される必要があるとともに、当該社会の市場経済化の程度とともに

に法的インフラの整備状況の相違が考察されるべきであろう⁽⁷⁾。先の Ger-
gely 論文が、ヨーロッパ連合への加盟条件として市場経済化の条件とともに、
そのための法の harmonization with *acquis communautaire* (common
achievements) および、民主化と「法の支配」の成熟度が条件となることを
指摘しているが、この西欧的基準から見た場合に、「アジア法整備支援」と
は何かについての論議は、少なくともその理念との関係で方向づけを必要と
されていよう。「体制移行国」という概念によって市場経済化を理解するの
であれば、そこでの市場経済化が、社会主義的なシステムとともにそれによ
って抑圧されていた社会的な力に複雑な作用を及ぼすことも観察される必要
がある。安田教授の「アジア的価値」は、この問題とどう関わるのかは明確
でないが、おそらく市場経済化の効率至上主義的で抑圧的な作用への対抗軸
を求める意図があると思われる。「持続可能な開発（発展）」という観点から
すれば、市場の暴力的な作用を抑制するための原理として共同性を現代的に
再構築することの可能性を論じることは決して無意味ではない。「アジア法
整備支援」に資本活動のインフラ整備という観点があることは明確である
が、それにとどまるならその事業は所詮、外的な作用を呼び込むためのもの
に他ならず、当該社会の内的な循環構造を支える「生活原理」を覚醒させ補
強する手段とはなり得ないであろう。ここでは、当該社会の伝統や慣習法を
「生活原理」のレベルから再定義する作業も必要とされている、と考えるべ
きである。反対に、安田教授の「アジア的価値」が、西欧的価値に対峙され
るのみで、自律した個人の形成にネガティブな評価をすることにとどまっ
ているのであれば、「アジア的価値論」は価値論にあらずして「宿命論」にな
りかねない⁽⁸⁾。その意味で、人権の普遍主義的な側面が、グローバルなレ
ベルでも一定の「揺らぎ」を示していることを含めて、「アジア法整備支援」
の課題とされてはならないということもない。

「アジア的価値」または「共同主義」との関係では、樋口陽一教授が強調
される「強い個人」を析出したとされるヨーロッパ近代と国家との間に、中
間的な団体または空間が存在する（すべき）か否かをめぐる「市民的公共
圏」論との関係が意識されていだろう⁽⁹⁾。おそらくは個人と国家の間に中

間団体を置くこと自体が近代の否定と言うことになるのであろうが、問題は、個人と国家の間に介在させる集団的な存在が何を担うかである。かつて起こった東北の一農村の入会権をめぐる事件を自ら弁護した、故戒能通孝が論じたことは、実は「所有と経営と労働」とが分離しないというコモンズの経済理論であったのではないかとする経済学者の論考が現れた。この現代環境経済学の先端をいく議論が、実に『小繋事件』の問いかけでもあったとする間宮教授の議論に教えられる点が多々ある。農地は農業という実践がない限り荒地となり農地であることをやめる。コモンズにおける活動は、industry であるが、市場における活動は営利すなわち business である。営利が維持されない限り、あるいはより大きな営利があるならば、営利のための活動は場所を問わず移動し、循環的な活動を繰り返すコモンズにおける industry のようなことにはならない。「法整備支援」によって創り出された法が、住民の自然利用による生業と同時に環境の保護にも仕えた世界を一変させ、営利追求の法的手段を付与したにとどまるなら、産業としてのコモンズや所有と経営と労働の三位一体の関係は早晚駆逐されるであろう。さしあたり言えば、「生活の論理」に法の価値に先行する価値を与えるこのようなシェーマは、「法整備支援」事業にも有益な示唆となるように思えるのである⁽¹⁰⁾。

以上の問題に直接答えるものではないが、本書で、ヴェトナムを対象に内田勝一教授と武藤司郎弁護士がともに法整備支援の豊富な経験を踏まえて寄せている論文が参考になろう。ヴェトナムの側に、民法典を裁判規範と考えず行為規範と考える傾向があり、そのために不動産の二重譲渡は登記による対抗要件の具備を論じるまでもなくそのような行為自体が違法とされ、さらに担保権においても第三者の関係は想定されず、あるいは、表見代理や信義則などの原理が理解されない。それではわが国においてそれが理解されたのは、いかなる社会的な構造によっていたのかを考察することによってこの原因の解明の手がかりが得られるかもしれない。また、ヴェトナムではドイモイ政策の一環として土地の「私有化」の傾向が生まれているが、その土地使用権に関わる法が民法典とは別個に存在し、しかも使用権の取得主体は個人ではなく英語の household に相当するものである。ところが社会主義的

「平等原理」から土地使用権の処分に関して家族成員の全員合意が必要とされるはずであるが、ヴェトナムの伝統法では子どもの土地に対する権利は認められていない。それでは共同体の関わりがどうなるかと言えば、その研究は無きに等しいようである。そこに、個人を主体とする民法典が整備されるなら、この伝統法、社会主義法、近代法の3つの関係が排斥しあって使用権の法的性格は混乱したものになろう。これのどのレベルが「共同主義」ということになるのであろうか、これは一つの例示であるが、開発主義的国家法と共同主義的共同体の対抗は、それほど単純な構造になっていないように思われ、安田理論が有力な観点を示唆していても、なお、説明不能な面が多いと思われる。

本書の最後を、宮坂論文で締めくくって頂いた。宮坂論文は、多様に展開する「法整備支援」の見取り図を提示するとともに、アジア法研究が重視されていると言えない我が国の法学の状況を分析するため、隣接の学の見渡しながら「比較する」ことの意味をあらためて提起している。日本学術会議での同教授の努力を継承すべき立場にある現在の私ではあるが、日本学術会議が立ち上げた「アジア学術会議」の自然科学系への偏重をわずかながら修正し、法学のレベルからも問題を提起できる段階にまでようやく達した程度である。他の学問領域と比べると法学や政治学の他の学問領域との交流の不足を痛感する。日本学術会議が行っている科学アカデミーのレベルでの活動への関心も残念ながら薄い。これも、継受法の「母国」との関係での「国際交流」に沈潜し、宮坂教授が言われる「知識の学問領域の専門性」からの解放が遅れているためであろうか。しかし、宮坂教授とともに、西欧と異なる社会、文化圏間と我が国のそれとの比較という営為は、実は、我が国の「近代」に無意識的に埋め込まれた植民地的な学問体系からの解放を意味するものでなければならないのであり、本書にその若干の手がかりがあるとすれば、これを成果の一つと考えたいと思うのである。

(1) この2つのシンポジウムは、ともに、『比較法研究』62号に掲載されている。

(2) 比較法研究所は現在、文部科学省科学研究費」による「日本法のアイデンティティ

ィの関する総合的・比較法的研究—源流の法とグローバル化の法」に取り組んでいるが、それは、本書の問題意識をいわば裏返しにして日本法自体を問う試みである。実際、継受法の定着とその変容を含む研究が、法の領域横断的に行われる意義は大きいと思われる。とりわけ、ロースクールの教育に追われるだけでなくつねに原点に立ち戻り、その解釈原理の探求を含む日本法自体の共同研究とそれを論じる共同の場を維持していくことがいかに重要か、必ず意識される時期が来るであろう。

- (3) 全巻とも参照に値するが、さしあたり、福島正夫『著作集』第6巻（戒能通厚解説）参照。
- (4) Pierre Legrand & Roderick Munday eds., *Comparative Legal Studies; Traditions and Transitions*, 2003, Cambridge University Press
- (5) 大木雅夫『比較法講義』（東大出版会、1992年）99頁参照。また、*praesumptio similitudinis*については、大木雅夫「比較法における『類似の推定』」（藤倉編『英米法論集』、東大出版会所収）を参照。
- (6) 『北大法学論集』52巻2号、2001年参照。これには安田信之、金昌禄報告をめぐる論議が掲載されている。
- (7) 小森田秋夫編『市場の経済学』2001年、有信堂、とくに「はしがき」参照。
- (8) 今井・森際・井上編『変容するアジアの法と哲学』（有斐閣、1999年）の井上達夫論文は共同体主義のリベラル・デモクラシーとの「共存」可能性を説く。
- (9) 森英樹編『市民的公共圏形成の可能性—比較憲法的研究をふまえて』日本評論社、2003年）の諸論文参照。
- (10) 間宮洋介「コモンズと資源・環境問題」、佐和＝植田編『環境の経済理論』岩波講座・『環境経済・政策学』第1巻所収）参照。この論文は、畑穰名誉教授の教示があって知ることができた。